# 事業成果報告書

## 1. 個人または団体名(団体の場合は代表者名も記入)

#### 近藤 有希子

#### 2. 研究または活動のテーマ(課題名)

3. 助成額

450.000 円

4. 実施期間

#### 2016年2月~2016年6月

## 5. 実施状況

2016年4月1日~16日に、ルワンダ共和国において現地調査を実施した。南部州および東部州の各一村落で、虐殺追悼関連事業に参加して、参与観察と聞き取り調査をおこなった。

2016 年 6 月 4 日には、日本アフリカ学会第 53 回学術大会(於日本大学生物資源科学部)において、口頭発表をおこなった。

現在は、今回の現地調査の成果を含むこれまでの研究を、投稿論文としてまとめている段階である。

## 6. 事業成果と自己評価

#### 事業成果

1994 年に虐殺を経験したルワンダでは、毎年 4 月 7 日からの一週間を虐殺追悼週間として位置づけており、1995 年以降、その期間には各種追悼事業が実施されている。虐殺後には、現政権による国民の統合と和解の政策がおこなわれており、そこでは、「トゥチ=被害者」、「フトゥ=加害者」という二分的なカテゴリーが創出されてきた。とくに虐殺追悼期間は、上記の二元的な理解にもとづく国家の「歴史」をひろく提示する場としてだけでなく、政権の正当性を確固なものとするための場として、つよく機能していることが指摘されている。

本事業の目的は、ルワンダ農村社会に暮らす女性たちが、生存のための応答的で親密な社会関係をいかに構築しているのかを、虐殺追悼期間に着目して明らかにすることであった。とくに、上記の二元的な枠組みには収斂することのない人びとが、凄惨な個人的経験と「歴史」という集団的記憶表象とのはざまで口を閉ざすなかで、「語る」という行為だけには拠らない仕方で、親密な関係性をいかに醸成しているのかを検討することを目指した。

#### ■虐殺追悼事業概要

4 月に入る頃より、虐殺追悼事業の準備が開始される。国中の至るところに、「トゥチに対しておこなわれた虐殺を追悼し(kwibuka jenocide yakorewe abatutsi)、わたしたちは虐殺イデオロギーと闘う(turwanya ingengabitekerezo ya jenocide)」と記されたポスターが貼られていた。

虐殺追悼週間の開始を告げる4月7日には、午前中に各地で式典が催され、メディアでは首都キガリの式 典が中継される。その時間帯には、町中の商店も閉められて、式典に向かう以外の人気はほとんどない。式 典の中継後にテレビで流れていた内容は、以下のようなものである。虐殺生存者たちの証言、虐殺で亡くなっ た者たちの生前の写真、虐殺を繰り返さないことを謳った幾種類もの歌、虐殺時の映像(殺戮集団が鉈を振り 回す様子)、植民地期の映像(鼻などの身体の計測風景)などである。また各映像の合間には、2003 年新憲法において変更された、「虐殺(itsembabwoko n'itsembatsemba)」という用語の、「トゥチに対する虐殺(jenocide yakorewe abatutsi)」という表現への置き換えを浸透させるための宣伝もおこなわれていた。

4月8日以降は、毎日午後の2~3時間、村ないしセルという行政単位毎に、対話集会(ibiganiro)がもたれる。対話集会では、「悪い歴史(=虐殺)を繰り返さないために」、虐殺がなぜおこったのか、虐殺イデオロギーとはどんなもので、それと如何に闘うのかといった内容が繰り返し教えられる。そこでは、村内の有力者ないしある程度教育を受けた者が、行政から指示された書類を読み上げる形式で進行するものもあれば(南部州)、虐殺生存者やその家族にあたる行政関係者や牧師などの地域の有力者が、みずからの言葉で流暢な語りをおこない、一部の聴衆とのあいだで質疑と応答を重ねる形式も見られた(東部州)。

また報告者は日程の制約上、参加がかなわなかったものの、4 月 16, 17 日には東部州のある虐殺記念館において、今年最後の追悼集会と遺骨の再埋葬がおこなわれたという。遺骨の再埋葬をもって、その年の追悼期間はとりあえずの終了となるが、その実施日は地域によって異なる。

#### ■虐殺追悼期間中の人びとのようす

今回、報告者がルワンダ滞在中におもに接触できた人びとは、虐殺生存者であるトゥチの家族に限られた。しかし、普段は訊くことが躊躇される虐殺当時の話や、虐殺に関わる裁判の話を、追悼集会後やテレビを見ながら、虐殺生存者である女性の口から、報告者あるいは訪問した友人に向けて語り出すという形で、聞くことができたのは大きな収穫であった。語られた内容の詳細については現在分析中であるが、虐殺追悼期間とは、国や社会から「被害者」として公に認知されている人びとにとっては、記憶が語りはじめる重要な契機となることが指摘できる。そしてその語りは、それを受け止める特定の聴き手がいてこそ達成されるという点で、彼女たちの関係性の創出や維持において、代えがたい出来事であることが考えられた。しかしそのような語りの表出によって、普段以上に語ることを制限されると考えられる、二元的カテゴリーでは捕捉することのできない女性たちとのあいだに、集団境界が鮮明に顕現する可能性を孕む点には、注意を要するだろう。

また、対話集会への出席は強制ではないものの、基本的には全員の参加が求められる。「参加しているかの確認はないが、行かなかった場合には、周囲の者からなぜ来なかったかと咎められる」(2016/4/9FN)という。報告者は、7日に南部州で催された式典に行くことで、ある虐殺生存者の女性から褒められることがあったが、他方で、式典に参加しなかった虐殺生存者家族が、同一女性にたしなめられている場面にも遭遇した。一方、東部州における滞在先の者は、報告者を対話集会には行かせたがらないということもあった。これにはさまざまな要因が考えられるものの、ここでは、現在のルワンダにおける海外研究者に向けられているまなざしと、それに伴う現地調査の困難な状況が、少なからず影響しているであろうことを指摘しておく。

## 自己評価

当初は、国家の生成する「歴史」とは相違する女性たちにとくに焦点をあてて、その「歴史」が前面に押し出される虐殺追悼期間に、彼女たちの形成する関係性の様態を考察する予定であった。しかし、調査者という立場にある報告者の参加が快くは思われない場面も存在したように、当該期間は報告者も行動に慎重を要する時期であった。そのため今回の滞在では、公に「被害者」として見なされている虐殺生存者の家族とともに過ごすことを選択した。彼らの自発的な語りに寄り添えたことは、今回の貴重な成果である。他方で、虐殺生存者家族との短期間の生活からは、二元的な範疇からこぼれ落ちてしまう女性たちが、この時期にいかなる振る舞いをおこない、彼らの行為をだれが引き受けていたのかについてまでは、十分に考察することができなかった。この点は今後の課題として、引き続き注意深く検討していく必要がある。

最後になりますが、貴基金からの助成のおかげで、これまで実現しなかった虐殺追悼期間の現地滞在が 可能となり、充実した調査を実施することができました。心よりお礼申し上げます。